

令和 7 年 12 月 3 日

## 備前市議会第 6 回定例会追加議案書

備 前 市

## 備前市議会第6回定例会付議事件

議案第156号 備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第156号

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

備前市長 長崎信行

備前市条例第 1 号

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部を改正する条例

備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例(令和5年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「市内に住所を有する者に限る。」を削る。

別表中「200円」を「500円」に、「100円」を「250円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

		改 正 案	現 行
(利用対象者)		(利用対象者)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 前項の規定にかかわらず、デマンドタクシーの利用者が利用に当たり 介助を必要とする場合において、当該介助のために同乗する者(_____ 以下「同乗者」という。)については、当該者 の運行対象地域にかかわらずデマンドタクシーを利用することができます。 る。	2 前項の規定にかかわらず、デマンドタクシーの利用者が利用に当たり 介助を必要とする場合において、当該介助のために同乗する者(市内に 住所を有する者に限る。以下「同乗者」という。)については、当該者 の運行対象地域にかかわらずデマンドタクシーを利用することができます。 る。		

別表(第8条関係)

区分	料金	区分	料金
大人(中学生以上)	1乗車につき 500円	大人(中学生以上)	1乗車につき 200円
小学校に就学している児童	1乗車につき 250円	小学校に就学している児童	1乗車につき 100円
小学校就学前の子ども	無料	小学校就学前の子ども	無料

## 備前市議会第6回定例会 追加議案細部説明書

### 議案第156号 備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 【 議案説明（議案書P1・2）所管：交通政策課交通政策係】

本案は、マイナンバーカードを提示した場合に係る料金の特例が令和8年3月31日で終了となること、令和6年12月1日から運行対象地域を拡大したことから料金体系の見直しについて規定を整備するものです。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。